



「自動車事故 その時あなたは…」

自動車共済のご案内

山口県自家用自動車協会では、西日本自動車共済協同組合の取扱代理所として安心・安全な自動車共済を皆様にご提供しております。

ここがポイント!

— 自動車共済 安心の理由 —

- ① 人身傷害共済・搭乗者傷害共済・自損事故傷害特約など、**ご自身の補償の充実**。
- ② **各種特約**でより皆さまの状況に応じた補償が選択可能。
- ③ 現在加入されている損保会社・他共済の**ノンフリート等級**（割引・割増）、**事故有期間を継承**。
- ④ **示談交渉サービスつき**で、万一の事故も専門担当者が迅速に対応。

☆ 自動車共済・自賠償共済のお見積り・お申込み

は、下記最寄りの自家用自動車協会にお問合せください。

一般社団法人 山口県自家用自動車協会



協会本部 山口市葵1丁目5-58 自動車会館2階

24時間365日
事故受付

全国どこでも ニシニホン 365にち
0120-242-365

協会本部共済部	083-932-7300	山口市葵1-5-58 3階
岩国支部	0827-35-4812	岩国市中津町2-13-16
柳井支部	0820-22-7288	柳井市南町7-1-7
下松支部	0833-43-4490	下松市大字東豊井1547-2
周南支部	0834-34-9521	周南市慶万町6-21
防府支部	0835-23-5120	防府市寿町4-17
山口支部	083-925-5875	山口市泉町9-38
小郡支部	083-972-0563	山口市小郡下郷843-8
宇部支部	0836-21-4280	宇部市野原1-13-10
小野田支部	0836-84-6490	山陽小野田市日の出1-1-33
萩支部	0838-22-0980	萩市大字土原487
下関長府支部	083-250-9366	下関市長府安養寺1-2-23 チェリーブロッサムM 2階

ご注意

- 西日本自動車共済協同組合の組合員として加入できる方は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者及び小規模の事業者で構成する団体等となります。自動車共済契約をご契約いただける方（共済契約者）は、当組合の組合員に限られます。ただし、中小企業等協同組合法に定める範囲内で組合員以外の方もご契約いただけます。
- 自動車共済にはじめてご加入の際には、ご契約のお車の台数に関係なく共済掛金とは別に出資金（1口1,000円）または員外利用料が必要となります。
- 当代理所は、西日本自動車共済協同組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって当代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、西日本自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。
- 自動車共済は、西日本自動車共済協同組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
- ご契約の際には必ず「重要事項説明書」をお読み下さい。

〔引受組合〕 西日本自動車共済協同組合

福岡市博多区東比恵 2-15-25 TEL092-441-5901（代表）

〔担当支部〕 山口県支部

山口市葵 1-5-58 自動車会館 3階 TEL083-932-7300